

小牧市公民館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

小牧市教育委員会
教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第5号

小牧市公民館の管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市公民館の管理に関する規則（昭和47年小牧市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（図書室を除く。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、図書室は、特別整理期間（年1回5日以内で教育委員会が定める期間をいう。）を休室日とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。